

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○救急病院の申出の撤回	第281号	(医務課)	1
○救急病院の認定	第282号	(同)	2
○保安林予定森林	第283号	(森林保全課)	2
○保安林予定森林	第284号	(同)	2
○保安林予定森林	第285号	(同)	3
○解除予定保安林	第286号	(同)	3
○指定施業要件変更予定保安林	第287号	(同)	3

病院事業庁告示

○県立病院における使用料の細目料金の一部改正	第14号	(経営課)	4
------------------------	------	-------	---

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	第54号	(選挙管理委員会事務局)	5
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	第55号	(同)	6

公 告

○愛知県環境調査センターで使用する電気に関する一般競争入札の実施		(環境政策課)	6
○大規模小売店舗の変更の届出		(商業流通課)	8
○公共測量の実施		(用地課)	9
○公共測量の終了		(同)	10
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所		(都市整備課)	10
○都市計画公園の関係図書の縦覧		(公園緑地課)	10
○市街地再開発組合の設立の認可 (三郷駅前地区市街地再開発組合)		(住宅計画課)	11
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	11

告 示

愛知県告示第281号

次の救急病院から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める協力の申出を撤回する旨の届出があった。



令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	申出撤回 年 月 日
名古屋市立緑市民病院	名古屋市緑区潮見が丘1-77	令和 5.3.31
尾西記念病院	一宮市富田字宮東1718番地1	同 6.30

愛知県告示第282号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院及び救急診療所を認定した。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 有 効 期 限
名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院	名古屋市緑区潮見が丘1-77	令和 5.4.1	令和 8.3.31
名古屋共立病院	名古屋市中川区法華1丁目172	同 5.1	同 4.30
名古屋記念病院	名古屋市天白区平針四丁目305番地	同 5.1	同 4.30
中野整形外科	半田市更生町2丁目150-5	同 7.1	同 6.30
医療法人寿光会寿光会中央病院	みよし市三好町石畑5	同 7.1	同 6.30
豊橋市民病院	豊橋市青竹町字八間西50番地	同 7.1	同 6.30

愛知県告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 保安林予定森林の所在場所
北設楽郡設楽町津具字蟻越3、7の1、7の8、7の10、字鞍船9の24
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊田市野入町井ノ入36の67（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 保安林予定森林の所在場所
新城市作手鴨ヶ谷字タカウト11、15、16、18から20まで、副川字塚島入5の1から5の4まで、7の1、8の1、9の2、10
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字タカウト15・字塚島入5の1・8の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所
豊田市八草町天白1151の1・1151の2・1151の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1151の9、上天白1164の3（次の図に示す部分に限る。）、1164の9、1164の10、大田1187の1・1187の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1187の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
豊橋市伊古部町字枇杷ヶ谷2の8、2の21、西七根町字南浜辺2の6、高塚町字名操72の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字枇杷ヶ谷2の8、2の21、字名操72の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊橋市役所に備えて縦覧に供する。)

病院事業庁告示

愛知県病院事業庁告示第14号

平成31年愛知県病院事業庁告示第5号（県立病院における使用料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和5年6月1日から適用する。

令和5年7月4日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

県立病院における使用料の細目料金の表中

小腸腺がん（ステージがⅠ期、Ⅱ期又はⅢ期であつて、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）に対する術後のカペシタピン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法	1人1コース（3週間分）につき	6,300円	
膵神経内分泌腫瘍（長径が1.5センチメートル以下のものに限る。）に対する内視鏡的エタノール局所注入療法	1人1回につき	48,150円	

を

「小腸腺がん（ステージがⅠ期、Ⅱ期又はⅢ期であつて、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）に対する術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法

1人1コース
(3週間分)につき

6,300円

に改める。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、次の政治団体は、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和5年7月4日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
梅田けんじ後援会	梅田 健司	山本 伸二	小牧市篠岡1丁目45番地 スカイステージ332605号
大島よしやすを育てる会	大島 佳泰	大島 昇一	岩倉市川井町1314
太田益王後援会	太田 益王	太田 益王	西尾市一色町野田下野田51-2
大場やすのり後援会	市川 晶也	大場 富子	蒲郡市豊岡町池田29
義祥会	井上 吉文	景山 泰隆	江南市山尻町本丸西58番地
くらしやすさ愛知県一にする会	保坂 進	保坂寿美子	小牧市城山2丁目11番地 桃花台パークヒルズ2-1301号
くろべー彦後援会	黒邊 一彦	黒邊 奈々	西尾市市子町大宮西91
憲俊政策研究会	梅林 憲太	橋本 達郎	名古屋市中区徳川町2717番地
皇國誠魂塾	望月佐一郎	三嶋 昭則	豊橋市新栄町大溝11-6
「子供たちに夢を」友の会	山田 豪	山田みち江	常滑市小鈴谷字梶田70番地の1
小林誉人後援会	小林 誉人	小林 誉人	清須市春日中沼93番1号
佐藤けんいち後援会	佐藤 健一	佐藤加奈子	名古屋市港区木場町6-33 スペリアシティ名南アネックスV402号
C D U	丸嶺 伸明	丸嶺 伸明	名古屋市中村区太閤四丁目1番14号
鈴木まさ子後援会	川口三七雄	柴田 昭二	岡崎市羽根西2丁目5番地12

政治結社黒龍会	若松 玲	大坪 一貴	豊明市二村台3丁目5番地の109 38-505
田口正夫後援会	三浦 徳雄	近藤 勉	岡崎市矢作町北河原29-1
チャレンジ!尾張旭	水野 義則	水野 義則	尾張旭市根の鼻町1-5-6
都築建三後援会	都築 建三	N I P U T U J U N I T A	岡崎市赤沢町字袖広21番地11
中根たけひこ後援会	中根 武彦	中根 武彦	岡崎市滝町字松谷75番地
西尾を護る会	太田 益王	太田 益王	西尾市一色町野田下野田51-2
西川よね子後援会	伊東 孝吉	西川 米子	豊川市代田町1丁目21-6
西田とし子後援会	大川 浩正	的場賀寿子	名古屋市熱田区一番1-22-8
はやしだ要後援会	林田 要	林田 政勝	碧南市伏見町4-10 グランリーオ伏見206号室
まの和久後援会	浜本 環	松崎 省三	愛西市町方町南堤外72番地35
みわ明広後援会	三輪 義雄	三輪 智子	海部郡大治町大字八ツ屋字東田面41
森下宏後援会	岩橋 将英	森下美智子	常滑市陶郷町1丁目87番地

愛知県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、次の政治団体は、令和5年6月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和5年7月4日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
黎明の会	今村 洋史	大田 富彦	一宮市松降通8-25

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知県環境調査センターで使用する電気
 予定使用電力量 1,242,000kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和5年10月1日（日）から令和6年9月30日（月）まで
 （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

愛知県環境調査センター（名古屋市北区辻町字流7番6）

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。
イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和4年4月～令和6年3月）「01. 物品の製造・販売」のうち「35. 電力」に登録されている者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
- (6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和5年5月26日付け5地温第129号愛知県環境局長通知）第5条に定めるところにより電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示している者（開示したとみなされる者を含む。）で、同環境配慮方針別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上（70点に満たない場合にあつては、同環境配慮方針第4条(2)の環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上）のものであること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和5年7月5日（水）から令和5年8月4日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和5年8月9日（水）午前9時から令和5年8月14日（月）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和5年8月15日（火） 午後2時

愛知県環境調査センター1階 総務課事務室

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県環境調査センター総務課

名古屋市北区辻町字流7番6（郵便番号462-0032）

電話（052）910-5490

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(5)の資格を有することを証明する書類を令和5年7月5日（水）午前9時から令和5年8月4日（金）午後5時までの間に、電子入札シ

ステムにより、又は3(4)の場所に書面により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to use in Aichi Environmental Research Center. Estimated amount required 1,242,000kWh.

(2) Bidding period: 9:00 a.m., August 9, 2023 - 5:00 p.m., August 14, 2023

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Aichi Environmental Research Center
7-6 Nagare, Tsuji-cho, Kita-ku, Nagoya, Aichi 462-0032 Japan
Tel. 052-910-5490

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 久井 大樹

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー犬山五郎丸店
犬山市大字五郎丸字稲葉組36-1ほか3筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和5年4月1日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 三菱HCキャピタル株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 柳井 隆博	代表取締役 久井 大樹
	住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	同

(5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者の代表者の変更のため。

(6) 届出の日
令和5年6月1日

(7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年7月4日（火）から令和5年11月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先
令和5年11月6日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 久井 大樹

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ長久手店
長久手市片平一丁目1601番地ほか1筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和5年4月1日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 三菱HCキャピタル株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 柳井 隆博	代表取締役 久井 大樹
	住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	同

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者の代表者の変更のため。

(6) 届出の日

令和5年6月1日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和5年7月4日（火）から令和5年11月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和5年11月6日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市西区中沼町及び長先町並びに緑区有松、有松三丁目山、有松町大字有松字往還南及び有松町大字桶狭間字高根、豊橋市西新町、瓦町通及び伝馬町、春日井市神屋町、知多町1丁目、惣中町、追進町3丁目並びに勝川町西4丁目、4丁目及び5丁目、豊田市三軒町7丁目及び8丁目、小坂町10丁目、11丁目、12丁目及び13丁目、小坂本町3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、西町4丁目、元城町1丁目、2丁目及び4丁目、拳母町1丁目及び2丁目並びに中金町、安城市東栄町3丁目、東栄町4丁目、東栄町5丁目及び東栄町6丁目、小牧市元町3丁目、元町4丁目及び川西1丁目、豊明市栄町並びに清須市朝日愛宕	令和5年5月9日から令和5年12月15日まで	公共測量（道路台帳附図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県企業庁長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
知多郡東浦町大字森岡	令和5年6月26日から 令和5年10月31日まで	公共測量（基準点測量及び水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、岩倉市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
岩倉市	令和5年5月30日から 令和6年3月22日まで	公共測量（数値地形図データ作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県西三河建設事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
岡崎市	令和4年10月12日から 令和5年5月31日まで	公共測量（数値図化）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、岡崎市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
岡崎市細川町	令和4年8月16日から 令和5年3月31日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大口町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
丹羽郡大口町高橋二丁目	令和5年3月16日から 令和5年5月26日まで	公共測量（基準点測量）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、大府北山特定土地区画整理組合から退任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

高井 清美 大府市東新町六丁目32

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 都市計画決定権者の名称
豊山町
- 2 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画公園3・3・321号臨空第2公園
- 3 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課及び豊山町役場

都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、次のように市街地再開発組合の設立を認可した。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 組合の名称
三郷駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和5年7月4日から令和11年3月末まで
- 3 施行地区
尾張旭市三郷町栄の一部
- 4 事務所の所在地
尾張旭市三郷町栄37番1
- 5 設立認可の年月日
令和5年7月4日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場に掲示（特に必要があるときは官報に掲載）
- 8 法第71条第1項に規定する権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和5年8月2日

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和5年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
4西建 44-29	令和 4.12.14	株式会社山口土木 代表取締役 山田 健一	岡崎市東明大寺町13-17	みよし市福谷町下り松172-1及び び173-2
4尾建 96-226	5. 2.21	株式会社ライフサワダ 代表取締役 澤田 崇	あま市篠田南長無15-1	あま市七宝町沖之島南屋敷45- 1

